

(意見書案第 14 号)

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

平成 28 年度は 2 年に 1 度行われる診療報酬改定の年に当たる。

国の財政制度等審議会は、平成 28 年度の政府予算編成に向けた建議(意見書)をまとめ、薬価とともに医師の技術料も含めて「マイナス改定が必要」とした。

安心・安全の医療を国民に安定して提供できるようにするためには、医療の質を損なう「マイナス改定」ではなく、むしろ増額することが求められている。

医療技術の質を保つために必要な報酬が手当てされなければ、国民は安心して医療機関にかかれず、かかりたい医療が保険から外されてしまえば患者の負担は深刻なものとなる。

診療報酬の引き下げは、医療機関の経営を危機に追い込むこととなる。

また、政府は公立病院への交付税算定基準を許可病床数から稼働病床数に切りかえた。

このことによって、交付税措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなり、医師・看護師不足による一時的な病床の閉鎖を、将来にわたって固定化する事態も想定される。

道内の医療機関における病床数の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、また地域の住民が安心して住み続けることがますます困難になることが予想される。広大で冬期間の積雪・寒冷といった地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要である。

よって、政府においては、下記の事項について実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 診療報酬の引き下げは行わないこと。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
財務大臣 } 宛  
総務大臣 }  
厚生労働大臣 }